

会報4月号目次

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。



[西尾労働基準協会ホームページ](#)

4月3日(月)掲載

「お知らせ」

詳細はHPで確認ください

- ◇ 【総会資料 事前報告】 国の第14次防(リスクアセスメント義務化含)を受けた2023年度事業計画案 西尾
- ◇ 【総会資料 事前報告】 全会員展開内容 “リスクアセスメント西尾モデル”
- ◇ 【協議内容】 上記の全会員展開方法 西尾分会協議内容

「会報」

- ◇ R4監督指導白書
 - ◇ 第14次労働災害防止推進計画_ダイジェスト版
 - ◇ 男性育児休暇率公表 R5
 - ◇ 新しい化学物質管理で誤解が生じていること(下記参照)
 - ◇ 【賃金課より】 委託状況届提出督促ちらし
 - ◇ 監督署の窓 労災保険の休業日
 - ◇ 監督署 人事
 - ◇ 災害統計
- 2月愛知県と西尾市 ●西尾2月度災害分析と対応

「講習・セミナー」

注意 現在誤解が生じていること

新しい化学物質管理の趣旨からすると
3つの選任と講習が必要

誤解の内容
×任意と聞いた
選任と講習が一緒になり全て任意と誤解



	選任	講習	
化学物質管理者	義務	義務	製造 2日コース R6法令化
		任意	取扱 1日コース
保護具着用責任者	義務	義務	鉛、有機溶剤、R6法令化特化物/4アルキル いずれか
		任意	事業場が知識/経験ありと認めた者
局排点検者=作業主任者	義務	義務	局排排気装置等自主検査者講習 H20法令化
		任意	事業場が知識/経験ありと認めた者

化学物質管理者の選任は義務です

化学物質を保有していない事業場はありませんので全会員義務です 今一度ご確認ください。
講習会1日コースは保有物質/作業調査内容とそのばく露限界値管理を説明できる人がいければ任意